

「持続化給付金」申請のしかた／ 2020.5.30

「中小企業庁・持続化給付金事務局」からの案内をわかりやすく解説してみました。必要ないと思われる記載は省きましたが、特異なケースの場合は、下記の中小企業庁からの案内で改めてご確認ください。

https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_proprietor.pdf

●対象…フリーの個人事業主である、イラストレーターも対象です。

アルファでは大多数が“個人事業主”ですので、それ以外の場合は、恐れ入りますが省略します。

●条件

1_ **昨年(2019年)分の『確定申告』書類を提出していること。**(青色申告でも白色申告でも大丈夫です。)

2_ **今年1月～12月までのどこか1か月でも、前年同月と比べ50%以上減少した月があること。**

…今年、1か月だけでも収入が「0円」、または極端に少なかった月がある場合、ご確認を。

●注意…申請は1回のみで、申請後にさらに大きく収入が減った月が出て、申請のやり直しはできません。

●申請の締切…2021年(来年)の1月15日まで。

<用意するもの>

…書類はすべて画像化(PDF、JPG、PNGのみ)して専用サイトから提出します。スマホなどでの撮影画像でもOKです。文字が判読可能で、あまりデータが重くないレベルの画像に設定してください。

また、画像タイトルは日本語にした場合、まれにエラーの恐れがありますので、英字タイトルをおすすめします。

1 ◆ 今年提出した「確定申告書」

・青色申告の場合は

- 1_ 「確定申告書・第一表」の画像
- 2_ 「所得税青色申告決算書・1P」の画像
- 3_ 「所得税青色申告決算書・2P」の画像

・白色申告の場合は

- 1_ 「確定申告書・第一表」の画像

※注意…「確定申告書・第一表」には、**“收受日付印”が押されていること。**

This image shows a screenshot of the Japanese tax return form (Form 1). Red arrows point from the text instructions to the corresponding sections of the form: the first arrow points to the top section (Form 1), the second arrow points to the 'Income' section (所得), and the third arrow points to the 'Deductions' section (控除).

This image shows a screenshot of the Japanese tax return form (Form 2), which is the 'Income Statement' (決算書) for blue tax filers. Red arrows point from the text instructions to the 'Income' and 'Deductions' sections of the form.

This image shows another screenshot of the Japanese tax return form (Form 1), likely for white tax filers. Red arrows point from the text instructions to the 'Income' and 'Deductions' sections of the form.

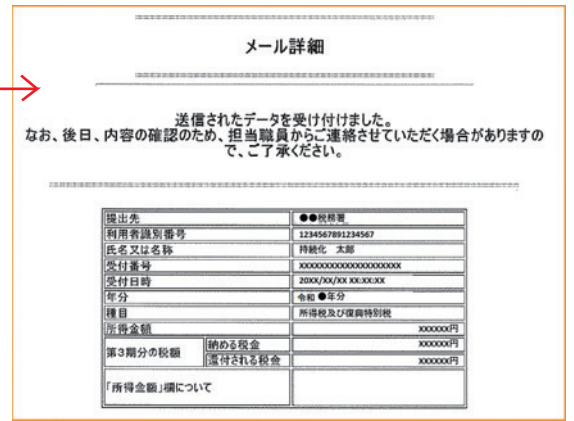
控除区分	23
附金控除	24
計	25



收受日付印”が押されていない場合は…………

e-Taxでの申告の場合は、“受信通知”の画像が必要。
税務署からメールが返信されているので、探し出して、
スクリーンショット画像にしてください。
紛失してしまった場合は、以下↓と同じです。

「申告書類は郵送したので、手元にはどちらもない」場合
…………”納税証明書”が必要です。



①税務署へ出向き、“納税証明書”を申請して受け取る。

税務署で「納税証明書交付請求書」に記載し、申請します。
書類をくれるか、提示された書類を「スマホあるいはデジカメで
撮影してください」という指示がされます。(その画像をそのまま
申請に使えます)。
税務署は混雑しているようですから、余裕を持ってお出かけください。



納税証明書

②往復郵便で受け取る。

「納税証明書交付請求書」をダウンロード、プリントし、記入、
収入印紙を貼り、返送用封筒に切手も貼り、所管の税務署へ
郵送する方法もあります。(10日前後はかかるものと思われます。)

※「納税証明書交付請求書」のダウンロード(PDF書類)↓

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/01-1_2.pdf

※「納税証明書交付請求書」への記載の仕方の参考YouTube↓…ご参考まで。

<https://www.youtube.com/watch?v=TAwQHiv20-U>

詳しくは、国税庁のHP内の「郵送で納税証明書交付請求書を送付する方法」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

③オンライン交付請求で受け取る。

やや複雑で、電子署名など条件もありますので、詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

④「收受日付印」「納税証明書」がなくとも申請は可能です。

どちらも用意できなくとも申請は可能です。しかし、「給付は大幅に遅れます」と公言されています。
通常は申請後2週間あまりで給付されますが、数ヶ月かかる場合があるかもしれません。
急がないのであれば、ご検討ください。

2 ◆ 対象となる月の“売上”がわかるもの

お使いの経理ソフトの「月間売り上げ集計表」、手書きの「売上高帳」など。

PCのデータなら、スクリーンショットなどの画像にし、手書き帳簿なら、スキャンするか、スマホなどで撮影し画像化してください。

対象となる1か月分のみでOKです。

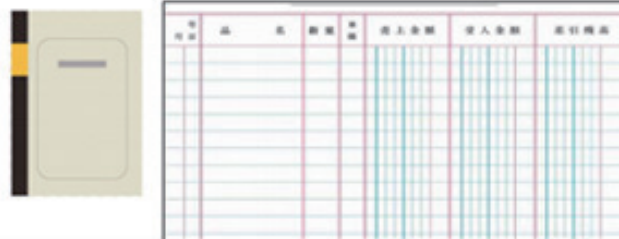
経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上帳のコピーなど

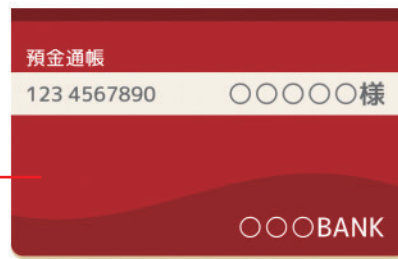


3 ◆ 振込先の銀行の通帳画像

銀行口座は道銀、北洋銀、ゆうちょなど、どこでも可。

- 表紙の画像
 - 開いた1・2ページの画像
- をご用意ください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー

電子通帳の場合は、画面のスクリーンショットです。



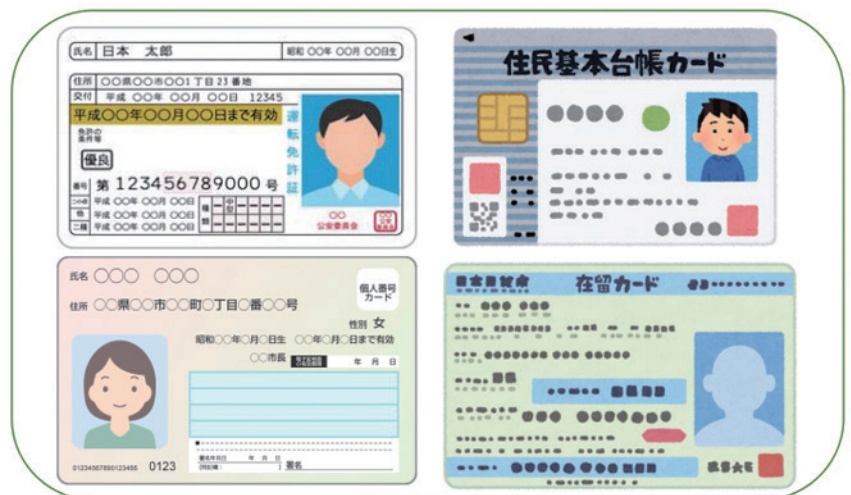
- ※各銀行により、「この画像をお使いください」といった案内があるようです。独断で「これでいいだろう」と提出しても再提出、と、されるケースもありますので、十分ご確認ください。

※通帳画像は振込先の確認のためだけであり、内部の具体的な入出金の画像は必要ありません。

4 ◆ 本人確認書類

～以下は1点のみでOK～

- 運転免許証(表と裏、別画像で用意)
…住所移転があれば、裏面に記載されるので、確認のためと思われます。
- 個人番号カード(オモテのみ)
- 写真付きの住民基本台帳カード



～上記を持たない場合は下記のどちらか～



- 住民票とパスポート、の2つが必要
- 住民票と健康保険証、の2つが必要

<サイトへアクセスして申請する>

1 必要な書類画像が揃いましたら、持続化給付金ホームページへアクセスします。

申請用HP

<https://jizokuka-kyufu.jp>

2 メールアドレスなどを入力し、『仮登録』します。ID、パスワードが不明とならぬよう、必ず控えをとっておいてください

3 持続化給付金事務局よりメールが届きます。

持続化給付金事務局 <shinsei@jizokuka-kyufu.jp>
宛先: cockpit@w9.dion.ne.jp <cockpit@w9.dion.ne.jp>
仮登録が完了しました。

こちらは持続化給付金事務局です
持続化給付金の電子申請[仮登録]が完了しました。
下記のURLよりログインIDとパスワードの設定(本登録)をし
申請を行ってください。

<https://mypage.jizokuka-kyufu.jp/createuser?id=Zc>

設定が完了すると、そのまま申請画面に遷移しますので、申請に必要な書類を添付したデータ(PDF、JPG、PNG)を準備

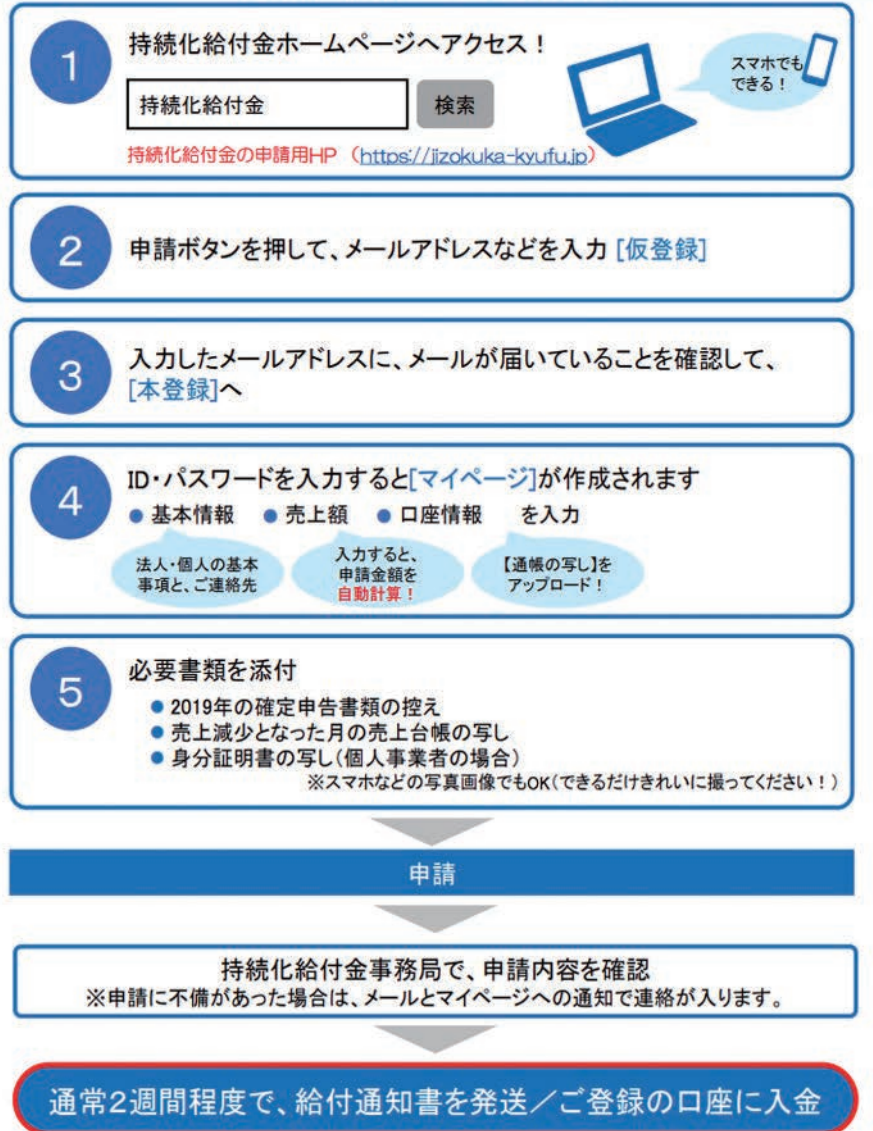
指定のURLをクリックしてログインしてください。

4 「マイページ」では、住所氏名などたくさんの項目への記入が必要です。「開業年」の記載もありますので、あらかじめご確認ください。

5 すべてに記入し、画像の添付をし、「申請」することで終了です。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順



<注意事項>.....

●虚偽の記載は決してしないでください。

記載内容が不審に思われた場合、後日税務調査が入ることがあります。税務調査の遡及年数は通常3年ですが、不審点が多い場合、5年となり、悪質と判断された場合は7年遡及可能です。また、今回の給付金自体も返還命令が出される場合があります。

●受給できた場合もあまり公言しないでください。

事業形態やその他の事情で、まったく受け取れない方もいますので、あまり公言したり、他の方へ尋ねたりされませんようお願いいたします。